

第33回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

第32回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議 事 概 要

**議 題 「障害者差別解消法の取組について」**

1 開催日時

平成29年2月22日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 地方裁判所委員会委員

金田剛，工藤誠，小暮輝信（兼務），齋藤道俊，島信夫，須賀康太郎，登石郁朗（兼務），穂積貴美子，山下吉己，山田新（50音順・敬称略）

(2) 家庭裁判所委員会委員

井川哲雄，諫山邦子，伊藤晃一，伊藤靖代，河井龍子，北山幸徳，小暮輝信（兼務），登石郁朗（兼務），中川潤一，西野和志，三輪篤志，山本直樹（50音順・敬称略）

(3) 裁判所（説明者）

梅木秀剛（地方裁判所事務局長），井川雅寛（家庭裁判所事務局長），石田正人（地方裁判所事務局総務課長）

(4) 庶務

石田正人，新川高広（地方裁判所事務局総務課課長補佐），水島康雅（地方裁判所事務局総務課庶務係長），高橋宗士（地方裁判所事務局総務課庶務係）

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員及び家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が

委員会庶務から紹介され、それぞれ挨拶をした。

(2) 裁判所からの説明等

裁判所から、裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の取組について説明を行い、裁判所の法廷等において、障害者対応機器の展示説明を行った。

(3) 意見交換

裁判所からの説明及び展示についての感想並びに質問等を交え、裁判所における障害者差別解消法の取組について、質疑応答及び意見交換を行った（質疑応答及び意見交換の要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(4) 次回開催日時及び議題

ア 地方裁判所委員会

平成29年7月10日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

議題 釧路地方裁判所における裁判員裁判の実施状況

イ 家庭裁判所委員会

平成29年7月18日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

議題 地域で支える成年後見制度

(別 紙)

### 発 言 要 旨

委 員： 裁判手続において、障害者についての情報は、あらかじめ裁判所に入るのか。検察官や弁護士から情報を裁判所に伝え、合理的配慮を求めるという流れになるのか。

説明者： 基本的に、刑事事件では、検察官又は弁護人から事前に情報が入り、民事事件では、当事者本人やその付添人、代理人弁護士などから事前に情報が入ることがある。

障害者についての情報が事前に分かれば、裁判所がどのような合理的配慮ができるか検討を行う。

委 員： 裁判所における対応事例について、裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行される前から行っていた事例と施行される前には行っていなかったという事例があったが、後者については、障害者差別解消法が施行されて初めて行ったということなのか。

説明者： 障害者差別解消法が施行される前には行っていなかったというわけではなく、平成28年4月1日の障害者差別解消法が施行された後に同法の趣旨を踏まえて検討した事例という意味で紹介したものである。

障害者差別解消法が施行された後は、単に親切、丁寧という観点だけではなく、障害者に対する不利益又は不当な差別がないよう検討した上で、合理的配慮を提供した事例として紹介させていただいた。

委 員： 裁判所職員の選考試験において、聴覚障害がある方に対し手話通訳者を同行させたという事例が紹介されたが、裁判所職員以外の方を同行させたということか。

説明者： その事例においては、聴覚障害者協会から派遣された手話通訳者を同行させた。

委 員： 釧路地方裁判所において、将来的に、手話通訳ができる職員を育成し

ようという試みはあるのか。

説明者：平成28年4月以降に、手話通訳者育成のための研修を行ったなどの事例はなく、現在のところ、今後研修を実施するという情報にも接していない。

個々の事例において、合理的な配慮の観点から、手話通訳者が必要かどうかについて、検討を行うことになる。

また、法廷内で、障害者に対する合理的な配慮を求められた場合は、個々の裁判官がどのような対応を行うか判断することになる。

委員：民事裁判では、書面でのやり取りが多いが、視覚障害者が当事者になった場合、どのような配慮がなされてきたのか。民事訴訟法や民事訴訟規則に裁判手続における合理的な配慮についての規定はないが、具体例はあるのか。

委員長：裁判手続において障害者に対する合理的な配慮が提供される場面について、裁判官の委員から紹介していただきたい。

委員：障害がある当事者に代理人弁護士が就いている場合は、代理人弁護士にお願いして、当事者の障害の程度などについて、情報提供をしてもらうことがある。

代理人弁護士が就いていない場合、例えば、法廷で尋問を行う場面など、障害がある当事者に書面を指し示す際は、あらかじめ字を大きくしたものを用意してもらったり、書面の内容を口頭で述べてもらう等の方法が考えられる。当事者の障害の程度、事件の内容などからどのような合理的な配慮を提供するか事案ごとに判断していくことになる。

委員長：官公署や民間企業、その他の団体における障害者差別解消法に対する取組状況について紹介していただきたい。

委員：当社では、人権に関しては、非常に大きな柱としており、当社グループにおいて、CRS憲章とともに人権憲章を定め、副社長を委員長とする人権啓発推進委員会を設置するなどの種々の取組を行っている。

人権を社員一人一人がしっかりと意識して守っていかないと、事業活動を行うことはあり得ないという原点に立って啓発活動を行っている。

具体的な取組としては、不当な差別的取扱いを禁止して合理的な配慮の提供を行っていくという観点から、人権啓発ポスターや標語などの募集を、毎年グループ全体で行っている。また、研修は、新入社員や新任管理者等を対象に毎年、階層別を実施するとともに、全社員を対象にインターネットを利用したeラーニングを取り入れ、そのメニューに毎年必ずテストを組み入れて行っている。

また、当社では、特例子会社をグループの中に作っており、そこでは、全社員約300人のうち8割以上が障害がある方で、障害を持つ方のスキルや障害があるがゆえの強みを活かし、JIS規格にのっとったものとしてどういったものが良いのかをモニタリングしたり、実際に必要なものを作成してサポートする等の事業を行っている。

委員： 釧路地方検察庁では、障害者差別解消法が施行されたという理由では特別な取組を行っていないが、障害者のための駐車スペースの確保、スロープや点字ブロックの設置などは既に行われている。

検察庁が関連するものとしては、被疑者が障害者である場合や、被害者、目撃者又は参考人が障害者である場合が考えられるが、具体的に事件に関係した人が障害者である場合、どのような配慮をするかは、個々の事件を担当する検察官が、適切な方法を判断して選んでいくことになる。

実例としては、視覚障害がある方に何かを見せないと判断ができないというケースは少なく、多いのは聴覚障害により言語を通じたコミュニケーションができないというケースである。このケースだと、一般的には、手話通訳の専門家に入ってもらい、それに筆談を併用するというパターンが多いと思う。

先ほど職員の養成についての話があったが、検察庁では、むしろ手話

通訳の正確性が求められるので、外部の専門家で、中立的な第三者である方にしっかりと行ってもらうことが求められていると思う。

精神障害や知的障害がある方については、各検察官が、分かりやすい言葉を使い、短文で、一問一答で、答えてもらうように工夫し、そのようなスキルを向上させるための研さんも行っている。

刑事訴訟法が改正され、今後録音・録画が必ず行われることになるが、これまでも、障害がある方の取調べについては、全件、録音・録画を行い、それを上司がチェックして適切な対応が行われているか確認し、気付いた点について指導を行っている。これは被疑者だけでなく、被害者や参考人などについてもコミュニケーションが難しい方などについては、録音・録画を行っている。これまでは、関係者の話をまとめた供述調書を証拠として提出して裁判官に取り調べてもらっていたが、これからは、録音・録画したものを提出して、裁判官に実際の取調べの状況を見てももらうことも、事件によっては、必要なのではないかと考えている。

その他に今取り組んでいるものとしては、被疑者に障害があるために軽微な犯罪を行ってしまっているケースがあり、そういった方の再犯を防止するためには、どうすればよいのかという問題について、刑事手続に乗る前もしくは刑務所を出た後でも、再犯防止のために何らかの支援ができないか、いろいろな社会的な支援を行うことによって、再犯を繰り返すというスパイラルをどこかで断ち切ることができないか、社会福祉士や市町村などの支援を行う機関との繋がりを構築していこうとしているところである。

委員： 社会福祉士会においても、万引きした認知症の高齢者などについて、弁護士会や精神保健福祉士会と共同して、事例検討などを行って、どのようなタイミングで我々が支援できるか模索している。地域社会に戻ってきたときの支援など、全国的な動きで取り組んでいる。

障害者差別解消法については、「人として平等である。」ということ

がこの法律により、権利として認められたと認識している。

専門職としての研さんはもちろんのことであるが、その他にも、地域社会への啓発として、一般市民も対象に含めた研修会などの取組をしている。

聞こえてくる差別としては、学校や仕事を探すときに嫌な思いをしたとか、また、災害が発生した時に、ニュース速報などの情報をどのようにキャッチすればよいかについて不安の声が寄せられており、障害者の特性を理解して、一人一人を尊重するという認識を持って、取り組んでいかねばならないと考えている。

委員長： 裁判所における障害者差別解消法の取組について、御意見等を伺いたい。

委員： 裁判所での取組について、社会に向けて公表したり、説明を行うなどはしていないのか。

説明者： 今のところ、広く外部向けに周知等に行っていない。

委員： 障害者差別解消法ができて、裁判所でも対応要領を作ったとのことだが、外見から障害があると思われる当事者で、かつ、本人からの申請がない場合、障害についてどのように把握しているのか。

説明者： 明確な要件や基準をもって障害の有無についての判断は行っていない。一番多いのは、障害者本人からの申出によるものであり、申出があれば、障害内容や程度を確認の上できる限りの配慮を行っている。例えば、障害の有無の判断の要件ではないが、障害者手帳を見せていただけた場合は、そこから障害の程度などを確認することもある。

また、障害者への対応は、障害者差別解消法ができて始まったものではなく、これまでも長い積み重ねがあり、来庁者の様子をよく見て、どういう要望があるのかキャッチする訓練は続けてきたので、その取組を今後も続けていくことになる。

委員： 障害がある方の犯罪防止についての取組についての話があったが、私

の所属する大学では教員を養成しているため、子どもの犯罪防止への取組について、先進事例があれば教えていただき、教員を養成する上で、連携できるところがないか検討し、少しでも啓蒙をして意識を高めていきたいと考えている。

また、昨年 of 家庭裁判所委員会において、少年鑑別所の見学の際に、収容者数が少ないと聞いたので、裁判所においても、事例が少ないのかもしれないが、障害を持った少年の再犯防止システムの開発への努力をしてもらいたいと思う。

委員： 私が経験した事例であるが、認知症が出ていた高齢者の万引き事例で、その被告人は、執行猶予中の再犯であったため、通常であれば、刑務所に入ることになる事例であったが、被告人の弁護人が、被告人が生活保護を受給せず、少ない年金で生活していたことから、そのとき住んでいた家を引き払って高齢者用の施設に入り、生活保護を受給できるよう働きかけを行った。検察庁でも、それらが実現できるのであればということで、弁護人とともに施設に行くなどして確認した。

そこで、この被告人を本当に刑務所に入れることが必要なのかという議論になり、保護観察を検討し、その結果、裁判において、再度の執行猶予を求める論告を行い、裁判所もそのような事情を酌んで、二度目の執行猶予の判決を宣告したという事例があった。

本当に難しいと感じるところは、障害がある被告人にどのような福祉的支援をすることが有効なのか、本当に必要なことはどのようなことであるのかについて、検察官も悩んでいるところである。

委員： 今の話と同様の事例を社会福祉士会でも聞いたことがあり、社会福祉士会と弁護士会の連携でいうと、大阪が先進的で大阪方式と呼ばれており、それに釧路も倣っていこうと取り組んでいるところである。

地域社会に戻るためにはどのような支援が必要かということで、例えば、障害者手帳を取ってもらって、地域のサービスを受けてもらい、地



域の繋がりの中で支援することが再犯の抑止力に繋がると考えている。

また、警察から我々のような相談機関に、被疑者が認知症のようであると連絡があり、病院に連れて行って診断を受けてもらった事例もある。

委員： 身体的な障害がある方への対応事例の話があったが、発達障害がある方への対応事例はあるのか。

説明者： 現時点において、当庁では事例はない。

以 上